

1

介護に関する基礎知識

社会福祉法人 健祥会
老人保健施設 健祥会ヘルス
吉田 大典

2

介護に関する相談

介護についての相談窓口

◇ 地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが、保健医療や介護の相談を受け付けてくれます。市区町村に複数あるので、介護サービスを受ける本人の住む地域のセンターに相談してください。

3

介護に関する相談

介護についての相談窓口

◇ 市区町村の福祉課・介護保険窓口

市区町村の役所の高齢者福祉を担当する課、あるいは介護保険について詳しく知りたいなら、介護保険窓口を訪ねます。

最近では、役所から最寄りの地域包括支援センターを紹介されることが多い。

4

介護に関する相談

介護についての相談窓口

◇ 高齢者相談センター

1 県に 1 カ所ずつセンターはあります。通称「シルバー 1 1 0 番」として、電話相談を受け付けてくれます。福祉・医療だけではなく、法律や住宅問題など高齢者と家族の問題についても相談できます。

5

介護に関する相談

介護についての相談窓口

◇ 社会福祉協議会

各県・各市区町村にあり、地域福祉を担っています。高齢者、障がい者、母子など福祉全般を取り扱い、公的サービスの内容の説明やボランティアの紹介など、幅広く相談を受け付けてくれるところが多いです。

6

介護に関する相談

介護についての相談窓口

◇ 民生委員

地域の福祉向上を目的に、厚生労働大臣から委嘱された地域の「頼れる世話役」。介護が必要な高齢者や1人暮らしの高齢者などの家を訪ねて、安全確認と生活支援を行っている。

7

介護に関する相談

介護についての相談窓口

◇ 病院の医療相談室

病院に「医療相談室」があれば、そこでも相談できます。専門の相談員（ソーシャルワーカー）が、様々な介護サービスの受け方や介護保険の申請の仕方などを教えてくれます。

8

介護保険制度の概要

かつては、子供や家族が行うものとされていた「親の世話」ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする**高齢者の増加**や**核家族化の進行**、**介護による離職が社会問題**となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、**2000（平成12）年に創設**されたものが、**介護保険制度**です。今後、急速に高齢化が進み、やがて「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れます。

9

介護保険制度の概要

◇「胴上げ型」社会

1965年

65歳以上1人に対して、20～64歳は、9.1人

◇「騎馬戦型」社会

2012年

65歳以上1人に対して、20～64歳は、2.4人

10

介護保険制度の概要

◇「肩車型」社会

2025年

65歳以上1人に対して、20～64歳は、1.2人

* 社会保障改革により、支え手を少しでも増やす努力が必要

11

介護保険制度の概要

介護保険制度の基本理念

介護保険制度は、1997（平成9）年に介護保険法が成立し、2000（平成12）年に施行されました。

次項からの理念のなかで、とりわけ重要な点は、高齢者の尊厳保持、高齢者の介護を社会的に支援すること（介護の社会化）と、高齢者の自立の支援を理念としたことであるといえます。

12

介護保険制度の概要

介護保険制度の基本理念

1. 高齢者の尊厳の保持
2. 要介護状態の軽減・予防の重視
3. 医療との十分な連携
4. 被保険者の自由な選択による被保険者にふさわしいサービスの提供

13

介護保険制度の概要

介護保険制度の基本理念

5. 民間活力の活用による多様な事業者・施設によるサービスの提供
6. 在宅における自立した日常生活の重視
7. 国民の共同連帯

14

介護保険制度の概要

主要な介護保険制度の改正

- ◇ 2006（平成18）年施行
予防重視型システムの導入
- ◇ 2009（平成21）年施行
法令遵守義務の履行

15

介護保険制度の概要

主要な介護保険制度の改正

◇ 2012（平成24）年施行

地域包括ケアシステムの実現

◇ 2015（平成27）年施行

地域における医療および介護の総合的な確保の推進

16

介護保険制度の概要

主要な介護保険制度の改正

◇ 2018（平成30）年施行

地域包括ケアシステムの強化

17

介護保険制度の概要

保険者

介護保険制度の**保険者**（運営の主体）は**市町村**及び特別区（以下、市町村）です。

ただし、保険制度はある程度の人口や財政規模のほうが安定的に運営できることから、近隣の市町村が共同で保険者となる**広域連合**や**一部事務組合**という形態もあります。

18

介護保険制度の概要

被保険者

介護保険制度に加入する**被保険者**は、**第1号被保険者**・**第2号被保険者**があります。

第1号被保険者・・・65歳以上で市町村の区域内に住所がある

第2号被保険者・・・40歳以上60歳未満で市町村の区域内に住所があり、医療保険に加入している

19

介護保険制度の概要

被保険者の義務

被保険者には、いくつかの義務があります。

- ◆ 保険者の定める保険料を納付する義務
- ◆ 住所変更などの手続きを適切に行う 等

※保険者はこれらをもとに、被保険者の資格管理を行います。

20

介護保険制度の概要

保険給付の対象者

保険給付を利用するためには、**要介護状態・要支援状態**であり、次のように定義づけられています。また認定を受けた人をそれぞれ**要介護者・要支援者**といいます。

21

介護保険制度の概要

保険給付の対象者

要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作の全部または一部について、おおむね6ヵ月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。

22

介護保険制度の概要

保険給付の対象者

要支援状態

身体上または精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作の全部または一部について、おおむね6ヵ月間にわたり継続して、常時介護を要する状態の軽減もしくは、悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。

23

介護保険制度の概要

保険給付の対象者

要介護状態・要支援状態区分と特定疾病

要介護状態には5つの区分が、要支援状態には2つの区分が設けられている。

なお第2号被保険者についても、認定の条件として、要介護状態等が、**特定疾病（16疾病）**にもとづく場合に限定されています。

24

介護保険制度の概要

特定疾病

- ①がん（医師が回復の見込みがないと判断した場合）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症

25

介護保険制度の概要

特定疾病

- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症

26

介護保険制度の概要

特定疾病

- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症

27

介護保険制度の概要

特定疾病

- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

28

介護保険制度の概要

要介護状態・要支援状態の区分

- 要支援1・・・介護は必要ないものの、生活の一部に支援が必要な状態。介護サービスを適宜利用すれば、心身機能の改善が見込まれる
- 要支援2・・・要介護1と同様の状態ではあるものの、介護サービスを適宜利用すれば心身機能の改善が見込まれる状態。

介護保険制度の概要

要介護状態・要支援状態の区分

要介護1・・・立ち上がりや歩行が不安定。排せつや入浴などに、部分的な介助が必要な状態。

要介護2・・・立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつや入浴などに一部または全面的な介助が必要な状態。

要介護3・・・立ち上がりや歩行などが自力でできない。排せつや入浴、衣服の着脱など全面的な介助が必要な状態。

介護保険制度の概要

要介護状態・要支援状態の区分

要介護4・・・日常生活のうえでの能力の低下がみられ、排せつや入浴、衣服の着脱など全般に全面的な介助が必要な状態。

要介護5・・・日常生活全般について全面的な介助が必要な状態。意思の伝達も困難となる状態も含む。

31

介護保険制度の概要

保険給付までの流れ

介護保険で保険給付を利用する手続きとして、**要介護認定・要支援認定（以下 要介護認定等）**の過程、**ケアマネジメント**の過程の2つの過程があります。

32

介護保険制度の概要

要介護認定等の流れ

①申請

要介護認定等には、まず被保険者による**申請**が必要です。申請は保険者の担当部署で受け付けます。この申請は、**家族や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター**などの代行が可能です。

介護保険制度の概要

要介護認定等の流れ

②市町村による認定調査・主治医意見書

申請が受理されると**認定調査**（訪問調査）が行われます。これは、被保険者の心身の状態に関する調査であり、現在の居場所（自宅や病院など）で行われます。

また要介護認定等には**主治医の意見書**も必要です。

介護保険制度の概要

要介護認定等の流れ

③一次判定

認定調査項目の基本調査**74項目**の結果をもとに、厚生労働省の定める統計的な手法によって、「介護の必要度」が一定のデータとして算出され、それが要介護認定等基準時間として表されます。この時間数にもとづいて、**一次判定**が行われます。

介護保険制度の概要

要介護認定等の流れ

④二次判定

一次判定結果をもとに、**介護認定審査会**で**二次判定**（最終的な審査・判定）この介護認定審査会は市町村に設置される機関で、**保健・医療・福祉の学識経験者5名（原則）**の合議体による判定を行います。二次判定は、一次判定結果に主治医の意見書と認定調査の特記事項を加味し、最終的な判定を行います。

介護保険制度の概要

要介護認定等の流れ

⑤認定と通知

介護認定審査会での審査・判定結果を受け、市町村が認定あるいは不認定の決定を行います。認定は申請日から原則30日以内に行われることになっています。認定結果は、申請を行った被保険者に文書で通知されます。なお、**認定の有効期間は、申請日にさかのぼって設定**されます。

介護保険制度の概要

要介護認定等の流れ

⑥更新・区分変更など

保険給付を継続的に利用するときには、有効期間の終了前に要介護認定等の**更新の申請**をする必要があります。また要介護認定等の有効期間中に状態の変化があった場合、被保険者等が要介護認定等の**区分を変更するため**の申請ができます。

《要介護認定の流れ》



介護保険制度の概要

ケアマネジメントの流れ

①居宅サービスを利用するとき

ケアプラン（居宅サービス計画）は、利用者が自分で作成することが可能です。また要介護1～5の場合は、**居宅介護支援事業者**に、要支援1～2の場合は、**地域包括支援センター**にケアプラン作成を依頼することができます。

介護保険制度の概要

ケアマネジメントの流れ

②施設サービスを利用するとき

介護保険施設に連絡をとり、入所のための相談を行います。そして、入所時にケアプラン（施設サービス計画）が施設で作成されます。ケアプランの作成は施設の介護支援専門員が担当します。

41

介護保険制度の概要

保険給付の種類と内容

保険給付には、介護給付と予防給付があります。

要介護者 → 介護給付 **要支援者 → 予防給付**

介護給付・予防給付では、要介護状態区分・要支援状態区分に応じ、利用できる保険給付の範囲（金額）について、月ごとに上限額が設定されます。これを、**区分支給限度基準額**と言います。

42

サービスの種類（介護給付（居宅サービス））

介護保険による居宅サービス

◇ 訪問系サービスの提供の場とその特性

住み慣れた環境（地域社会）やなじみの関係の中で、生活を継続。
居宅サービスの中でも、訪問系サービスはそのような地域社会のなかで、生活している人の家に訪問し、サービスを提供します。

43

サービスの種類（介護給付（居宅サービス））

介護保険による居宅サービス

◇ 通所系サービスの提供の場とその特性

通所系サービスは、それぞれの目的に応じて通所施設でのサービスを組み立て、在宅生活の維持・継続に向けて支援するものです。また社会との接点を持ち、社会参加の場としての役割りを担っているのが、通所系サービスです。

44

サービスの種類（介護給付（居宅サービス））

介護保険による居宅サービス

◇ 短期入所系サービスの提供の場とその特性

短期入所系サービスは、あくまでも在宅生活の延長線上にあります。施設での生活であっても個別性を重視し、生活を組み立てる必要があります。

介護職は生活支援の観点から、利用者の生活リズムや生活スタイル等、その人の過去・現在・未来を考えて支援していきます。

45

サービスの種類（介護給付（施設サービス））

介護保険による居宅サービス

◇ 入所系サービスの提供の場とその特性

入所系サービスは、**生活の場の変更を伴う**という点で、訪問系サービスや通所系サービスとは大きく異なります。自立的に自分の人生を選択するということも含め、**自立支援という目的に向かった介護**が求められます。

46

サービスの種類（介護給付（居宅サービス））

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 居宅療養管理指導

47

サービスの種類（介護給付（居宅サービス））

6. 通所介護（デイサービス）
7. 通所リハビリテーション
8. 短期入所生活介護（ショートステイ）
9. 短期入所療養介護（ショートステイ）
10. 特定施設入居者生活介護

48

サービスの種類（介護給付（居宅サービス））

11. 福祉用具貸与
12. 特定福祉用具販売
13. 住宅改修
14. 居宅介護支援

49

サービスの種類（介護給付（施設サービス））

1. 介護老人福祉施設
2. 介護老人保健施設
3. 介護医療院
4. 介護療養型医療施設

50

サービスの種類（介護給付（地域密着型サービス））

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2. 夜間対応型訪問介護
3. 地域密着型通所介護
4. 認知症対応型通所介護
5. 小規模多機能型居宅介護

サービスの種類（介護給付（地域密着型サービス））

6. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
7. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
8. 地域密着型特定施設入居者生活介護
9. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

負担限度額（施設系サービス）

利用者 負担段階	対象者	負担限度額（日額）		
		部屋代	食費	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円
		従来型個室	(特養等) 320円 (老健・療養等) 490円	
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	多床室	370円	390円
		従来型個室	(特養等) 420円 (老健・療養等) 490円	
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方	多床室	370円	650円
		従来型個室	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円	
		ユニット型準個室	1,310円	
		ユニット型個室	1,310円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

53

介護休業制度

「介護休業」とは、要介護状態の家族を介護するために長期休みを取得できる制度です。労働者が仕事と介護を両立するため、介護休暇と同様に労働者の権利として法律（育児・介護休業法）で定められています。

54

介護休業制度

介護休業

◇対象となる労働者

→ ①要介護状態の対象家族を介護する、同一事業主に1年以上であること全従業員

* 要介護状態とは「身体上・精神上の障害や病気などによって、2週間以上の期間にわたって常時介護が必要な状態」のこと

55

介護休業制度

介護休業

◇対象となる労働者

→ ②取得予定日から起算して93日を経過する日から6ヵ月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

*パートやアルバイトなど、期間を定めて雇用されている場合は、申出時点で要件を満たしていること

56

介護休業制度

介護休業

◇対象となる家族

→ ①対象家族は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫が対象者です

57

介護休業制度

介護休業

◇利用期間・回数

→ ①対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます

◇手続き方法

→ ①休業開始予定日の2週間前までに、書面等により事業主に申出る

58

介護休業制度

介護休業

◇介護休業中の救済的支援

→ 雇用保険の被保険者で、一定の要件を満たす方は、介護休業期間中に休業開始時、賃金月額67%の介護休業給付金が支給されます

* 詳しくはハローワークで確認ができます

59

介護休業制度

介護休暇

◇対象となる労働者

→ 要介護状態の対象家族を介護する、雇用期間が6ヵ月以上の全従業員

* 要介護状態とは「身体上・精神上の障害や病気などによって、2週間以上の期間にわたって常時介護が必要な状態」のこと

60

介護休業制度

介護休暇

◇対象となる家族

→ ①対象家族は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫が対象者です

61

介護休業制度

介護休暇

◇ 利用期間・回数

→ ①対象家族1人の場合は1年間に5日まで

②対象家族が2人以上の場合は、1年間に10日まで

62

介護休業制度

介護休暇

◇ 手続き方法

→ 介護休暇は当日、口頭でも申請可能とされています。

しかし、会社によって手続きに相違がありますので、事前に確認することが必要です。

63

理解度チェック

1. 介護に関する相談窓口はどのような機関がありますか？

地域包括支援センター

市区町村の福祉課・介護保険窓口

高齢者相談センター

社会福祉協議会

民生委員

病院の医療相談室 等

64

理解度チェック

2. 介護保険制度はいつ創設されましたか？

2000（平成12）年に創設

65

理解度チェック

3. 介護保険制度に加入する被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者がありますが、どのような方ですか？

第1号被保険者

→ 65歳以上で市町村の区域内に住所がある

第2号被保険者

→ 40歳以上60歳未満で市町村の区域内に住所があり、
医療保険に加入している。

66

理解度チェック

4. 第2号被保険者が、介護認定を受ける条件とはなにか？

要介護状態等が、特定疾病（16疾病）にもとづく場合

67

理解度チェック

5. 要介護状態および要支援状態にはいくつの区分がありますか？

要介護状態

→ 5つの区分

要支援状態

→ 2つの区分

68

ご清聴ありがとうございました。